

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第3部－第2 緑と水の快適空間の創造

I まちづくり指標

| 行政指標 | 計画策定時の状況 (平成22年度) | 前期実績値 (平成26年度) | 中期目標値 (平成30年度) | 目標値 (平成34年度) |
|------------------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 市域面積※1に対する公園 緑地等の割合 | 4.60% | 4.72% | 5.26% | 5.48% |

市域面積 16.5km²(※1 平成27年4月1日以降の市域面積は、16.42km²)に対する公園・緑地等(大規模施設内の緑地等で市民に一般開放されたものを含みます。)の面積から、緑化推進の進捗度を見る指標です。公園緑地等の増設、借地公園の公有地化、大学キャンパス等の大規模施設内緑地の一般開放の推進などにより、市民が利用できる公園緑地等の面積の増加をめざします。

| 協働指標 | 計画策定時の状況 (平成21年度) | 前期実績値 (平成26年度) | 中期目標値 (平成30年度) | 目標値 (平成34年度) |
|------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 緑被率 | 33.46% | 32.00%※2 | 維持 | 維持 |

樹林地、草地、農地等を合わせた面積が、市域面積に占める割合です。市民の自主的な緑化推進と活動、公園の増設やまちづくり条例に基づく緑化指導、農地の確保などにより、市民、事業者・関係団体等とともに協働で緑を維持する取り組みを進めます。農地や樹林地の開発・宅地化等により民有地の緑の減少が予想される中、緑被率については、33.46%を維持していくことを目標とします。※2 平成24年度の東京都調査結果をもとに平成25年度算定。

II 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 計画の改定と推進

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1)「緑と水の基本計画2022」の改定と推進 | ◎ ①「緑と水の基本計画2022」の改定と推進 |
|-------------------------|-------------------------|

2 緑と水のネットワークの構築

| | |
|--------------------|----------------------------|
| (1)回遊ルート「拠点整備」の推進 | ◎ ①ふれあいの里等の整備及び周辺の景観づくりの推進 |
| | ◎ ②けやき並木の保全と道路づくり |
| (2)回遊ルート「ルート整備」の推進 | ◎ ①拠点周遊ルート等の整備 |
| | ※ ②河川ルートの整備 |
| | ③「三鷹型エコミュージアム」関連ルートの整備 |

3 緑と水の保全

| | |
|-----------------|--|
| (1)自然緑地の保全 | ※ ①回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全 |
| | ※ ②緑と水の環境整備重点地区の指定 |
| | ※ ③生物多様性に配慮した空間の保全・再生 |
| (2)農地の保全 | ◎ ①「農地の保全に向けた基本方針」に基づく農地等の保全・活用の推進 |
| (3)河川の親水化、橋梁の整備 | ◎ ①橋梁長寿命化修繕計画の推進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) |

4 緑と水の再生・創出

| | |
|----------------|-----------------------|
| (1)公園・緑地の整備・活用 | ◎ ①災害に強い公園づくりの推進 |
| | ◎ ②公園緑地の改修・拡充整備の実施 |
| | ◎ ③安全で安心な公園づくりの推進 |
| | ※ ④遊び場広場(プレイパーク)事業の実施 |

| | |
|-----------------|--------------------------|
| | ※ ⑤特色のある公園の整備 |
| | ※ ⑥コミュニティガーデン(地域庭園)設置の推進 |
| (2)公共施設等の緑化・公園化 | ①公共施設等の緑化の充実と公園化 |
| (3)公有地化の推進 | ①借地公園等の公有地化の推進 |

5 協働による緑化等の推進

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1)民有地の緑化 | ◎ ①市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化の推進 |
| | ※ ②接道部緑化の推進(生け垣化モデルルートの設定等) |
| (2)民間緑地の市民開放の推進 | ※ ①公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進 |

6 快適な都市空間の創造

| | |
|--------------------|---|
| (1)良好な景観の創造 | ◎ ①「景観づくり計画2022」及び「景観条例」の推進 (「第3部-第3 1住環境の改善」参照) |
| | ②地区計画等の活用 |
| (2)市民緑化の推進 | ◎ ①花と緑のまちづくり事業の推進 |
| (3)公園緑地等の自主管理方式の導入 | ※ ①自主管理・公園ボランティアの支援 |

7 推進体制の確立

| | |
|------------------------|------------------------|
| (1)花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充 | ※ ①花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充 |
|------------------------|------------------------|

Ⅲ 主要事業

1-(1)-① 「緑と水の基本計画 2022」の改定と推進

協働による緑化の推進等の拡充を進め、緑と水の公園都市の実現を図るため、「緑と水の基本計画 2022」を改定し、計画の推進を図ります。

2-(1)-① ふれあいの里等の整備及び周辺の景観づくりの推進

大沢の里、牟礼の里、丸池の里の3か所の「ふれあいの里」等の整備を推進します。また、東京外かく環状道路整備事業に伴う新たなふれあいの里の創出として、「北野の里(仮称)」の設置に向けた取り組みを進めます。また、周辺の豊かな地域資源の保全と活用を図り、良好な景観を創出します。

2-(1)-② けやき並木の保全と道路づくり

北野ハピネスセンター周辺は、農の風景を象徴するけやき並木や屋敷林などの三鷹の原風景を残しています。ハピネスセンター前の道路等をモデル事業として位置付け、けやき並木の保全と景観形成に配慮した道路づくりの取り組みを進めます。

2-(2)-① 拠点周遊ルート等の整備

「ふれあいの里」や「市民の広場」など、緑の拠点をつなぐ代表的なルートの連続性や回遊性を確保するため、早期の整備に取り組めます。整備にあたっては、緑や景観に配慮した道路づくりに加え、バリアフリーや健康づくりの視点等も取り入れるとともに、利便性の向上を図ります。また、歴史的・文化的な地域資源との相乗効果も考慮しながら緑と水のネットワーク形成に努めます。

3-(2)-① 「農地の保全に向けた基本方針」に基づく農地等の保全・活用の推進

「農地の保全に向けた基本方針」に基づき、地域のまちづくりに合わせ、農地の保全・活用施策を進めます。農地の減少に影響する東京外かく環状道路整備事業においては、ジャンクション蓋かけ

上部空間等へ農地の創出を図るなど、さまざまな工夫や仕組みを検討し、都市農地の保全をめざします。

4-(1)-① 災害に強い公園づくりの推進

地震や水害等から市民を守るため、新川防災公園(仮称)を中心とした市内すべての公園緑地等において、防災面から避難場所・災害復旧拠点としての役割について整理するとともに、空間確保等の防災対策強化・拡充を進め、防災に寄与する公園づくりを推進します。

4-(1)-② 公園緑地の改修・拡充整備の実施

安全性の向上、バリアフリーに配慮したりリニューアル、生物多様性への対応等により、既存の公園緑地施設のより効果的な活用を図るとともに、市内の公園における遊具改修及び施設改修に取り組み、安全で安心な公園づくりを推進します。

また、引き続き公園緑地の拡充に努め、市民参加を取り入れながら地域ニーズにあわせた整備を計画的に進めます。さらに、既存の公園施設に関する長寿命化計画や、市内の公園・児童遊園等の有効活用に向けた公園再生等について、検討します。

4-(1)-③ 安全で安心な公園づくりの推進

「安全で安心な公園づくりガイドライン」に基づき、誰もが安心して利用できる公園づくりを市民と協働で進めます。老朽化した木製遊具等の計画的な交換や、地域住民や公園ボランティア等と連携した安全管理の充実を図ります。また、防犯の視点から見通しに配慮した施設等の配置やバリアフリーを考慮した整備を進めます。

5-(1)-① 市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化の推進

住宅の密集する市街地において、民家の接道部での緑化等を推進するために、東京都の「界わい緑化推進プログラム」を活用し、効率的かつ効果的に沿道の緑化を推進します。

6-(2)-① 花と緑のまちづくり事業の推進

花や緑の満ちた美しいまちづくりをめざし、市民緑化支援事業の充実を図りながら、民有地内におけるさまざまな緑化に関しての支援を行います。

また、ガーデニング講習会等による人財育成のほか、ガーデニングフェスタ等のイベント実施やコミュニティガーデンの整備など、花と緑のまち三鷹創造協会と協働しながら、多様な「花と緑のまちづくり事業」を推進するとともに、時代背景に応じた魅力的で市民ニーズに即した事業メニューや仕組みづくり、場の提供について、同協会と協力・連携を図りながら取り組みます。

IV 推進事業

2-(2)-② 河川ルート of 整備

河川や玉川上水沿いの拠点やルート整備に重点を置いた「川沿いのまちづくり」について検討を進めます。

市民センター周辺から仙川下流にかけての連続した大きな緑と水辺空間について、新たなネットワーク空間の創出に向けた検討を進めます。

3-(1)-① 回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全

特別緑地保全地区、保存樹木・樹林等の指定及びそれらの保全に係る支援を積極的に推進するとともに、回遊ルート周辺の豊かな地域資源の保全と活用を積極的に図ります。

3-(1)-② 緑と水の環境整備重点地区の指定

自然や文化・歴史遺産を保全・継承していく地区、都市の利便性と自然環境が調和したうるおいの快適空間を創出するため、緑と水の環境整備を重点的に図る地区を指定し、保全・創出、緑化・育成など緑と水に関する施策を展開していきます。

3-(1)-③ 生物多様性に配慮した空間の保全・再生

多様な生物の生息を可能とする樹林、農地、水辺、公園緑地等の生息域の保全と拡充、連続化、質の向上、街かどの生息小空間の創出など、生き物の生息に配慮した空間づくりに取り組みます。

4-(1)-④ 遊び場広場(プレイパーク)事業の実施

自由に遊ぶことができる広場で、子どもたちが自分自身で遊びを考え、その遊びを通じてさまざまな体験ができるプレイパーク事業を実施します。また、事業の開催場所や自主的な運営方法について、市民参加等を得ながら検討を進めます。

4-(1)-⑤ 特色ある公園の整備

4-(1)-⑥ コミュニティガーデン(地域庭園)設置の推進

自然生態系を重視した公園、循環型の公園、子どもたちから高齢者までの多くの市民が憩える楽しい公園、地域・文化・自然・景観などの地域の特性を活かした公園など、市民に親しみと愛情を持って利用される特色ある公園づくりをめざします。

また、老朽化の進んだ公園や利用の少ない小規模公園等については、利用者や近隣住民などの市民参加を得ながら、市民主体で整備・管理するコミュニティガーデン(地域庭園)としてリニューアルし、利用促進を図ります。

5-(1)-② 接道部緑化の推進(生け垣化モデルルートの設定等)

生け垣助成制度の整備効果の情報提供と制度の充実を図り、緑豊かなまち並みを誘導するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を未然に防止するために、接道部の緑化を推進します。

5-(2)-① 公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進

国際基督教大学、国立天文台等の市内大規模施設内の緑地を都市の共有財産として保全し、地域への開放に向け、所有者等と協議を進めます。

6-(3)-① 自主管理・公園ボランティアの支援

地域に密着した公園づくりや快適な環境づくりは、市民と協働のもとに進めていく必要があります。市民ボランティアによる清掃活動等をさらに拡充し、公園緑地等の日常的な維持管理・運営の一部を市民や団体が行う自主管理方式の導入を進め、公園ボランティア団体の活動を支援します。

7-(1)-① 花と緑のまち三鷹創造協会との協働の拡充

花と緑のまち三鷹創造協会とのさらなる連携と実績に基づき、より一層市民が花や緑の活動に参加できる新たな仕組みや場づくり、花と緑を担う人づくり、ネットワークづくり等を進めるとともに、市民参加の緑の活動の展開によるコミュニティの創生に取り組みます。

さらに、同協会が上連雀分庁舎(仮称)へ移転することから、市との協働の取り組みにより、より一層の市民サービスの向上を図っていきます。